

「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第1次報告書(案)」に対する意見募集の結果及び検討会としての考え方(案)

[募集期間: 令和4年11月29日(火)～12月12日(月)]

意見提出者: 計15件(法人11件、個人4件)

(意見提出者一覧)

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ	日本通信株式会社	クアルコムジャパン合同会社
トヨタ自動車株式会社	セコム株式会社	個人(4件)

番号	意見提出者	意見	検討会としての考え方(案)	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全体				
1	クアルコムジャパン合同会社	<p>非常時においても、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインである携帯電話サービスを、事業者間ローミング等により継続的に利用可能とする環境を整備することを目的とした本報告書の主旨に賛同いたします。</p> <p>(p3)来年6月頃までに第2次報告書を取りまとめることとしており、その課題として、緊急通報の発信のみを可能とするローミング方式の導入を挙げられていることに賛同いたします。事業者のコアネットワークに機能不全が生じているようなケースであっても、利用者が生命や財産に関わる緊急通報を行えるようになることは、非常に大きなメリットがあると考えます。</p>	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
2	株式会社NTTドコモ	<p>・携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、当社では大規模な通信障害を発生させない取組みや災害発生には迅速な設備復旧活動を行うなど通信をつなぎ続けるため不断の努力を行っております。しかし、通信障害や災害発生時には、一時的にお客様のご利用に支障きたすことも想定されるため、事業者が協調し非常時における通信手段の確保に向けた、携帯電話の事業者間ローミングを始め、Wi-Fi、複数SIM端末の活用などの幅広い方策の検討をとりまとめた、第1次報告書に対して当社として賛同させていただきます。</p> <p>・一方で、 -「3-2.ローミング時の携帯端末の動作確認」におけるボツ2つ目「このように(中略) また、今後発売される携帯端末については事業者間ローミングを想定した周波数帯を実装しておくことが望まれる。」について、検討会において一般論としての記載との回答を頂いたと理解しておりますが、当社で扱う端末における、当社割り当て以外の周波数実装については、国内外の端末メーカーの判断によるものと認識しています。 -「3-2.ローミング時の携帯端末の動作確認」におけるボツ3つ目「このため、携帯電話事業者は、携帯端末ベンダー等の協力を得つつ、動作試験環境の構築をめざすこととし、(中略)具体的方策を検討する。」について、MNO・MVNO、国内外メーカー間で詳細検討が必要となり、対象端末を限らない場合、検証に時間とコストを要することから、作業班での検討では、建設的な議論により現実的な検証内容を整理し、検証結果を利用者に分かりやすい方法で周知することを要望いたします。 -「4-1.緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式」におけるボツ3つ目「このため、コアネットワークに障害が発生し(中略)このようなローミング方式の導入の在り方について、本検討会において引き続き検討を進める。」について、認証を行わない場合においては、当該電話番号を割り当てられたMNOに発信者(または契約者)の情報が保存されていない場合等も想定されること、また、電話番号以外の識別子による手段では、移動・固定事業者網や緊急機関側の影響懸念が想定されることから、いたずら防止や本人特定のための仕組みを慎重に検討する必要があると認識しています。</p> <p>・当社としては、作業班に積極的に参画し、非常時における事業者間ローミング実現に向けた各種課題に積極的に取り組み、通信をつなぎ続ける使命に努めてまいります。</p>	<p>報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後作業班において、携帯端末の動作確認の具体的な試験方法、実施体制、試験結果の周知広報等の在り方に関する具体的方策が検討されることとなります。</p> <p>なお、フルローミング方式はコアネットワークの障害時に対応できないことから、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の導入は重要な検討課題であり、引き続き検討会において議論を進め、早期に結論を得る予定です。</p>	無
3	KDDI株式会社	災害や障害が発生した非常時においても、利用者が通信継続可能な環境整備の一環として、事業者間ローミングの導入に向けて取り纏められた本報告書の内容に賛同いたします。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
4	楽天モバイル株式会社	災害等により障害が発生した非常時においても利用者の通信継続を可能とすべくとりまとめられた、事業者間ローミングの導入に関する基本的な方向性を示す本報告書の内容に賛同いたします。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無

検討の背景			
5	ソフトバンク株式会社	自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が継続的に通信サービスを利用できる環境の整備のため、事業者間ローミングの導入に向けた基本的な方向性をとりまとめた本報告書の内容に賛同いたします。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 無
1-1 基本方針			
6	KDDI株式会社	事業者間ローミングは、設備の故障個所によって利用できない場合があります。また救済事業者が被災事業者のトラフィックを収容することで、救済事業者の設備容量を逼迫する可能性があります。そのため、障害の状況や設備容量の逼迫が発生しない範囲でローミングを運用するとして本方針に賛同いたします。 今後設置される作業班においては、本方針も踏まえ、非常時においても運用可能なルールの検討が必要であると考えます。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 今後作業班において、具体的な運用ルール等が検討されることとなります。
7	ソフトバンク株式会社	事業者間ローミング実施の際には、救済事業者のネットワーク容量が逼迫するおそれがあります。よって、本報告書に記載の「救済事業者が設備容量の逼迫が起きない範囲で運用」とすることに賛同いたします。 上記前提のもと、作業班での検討にあたっては、係る期間・コストを踏まえ、実現範囲を整理する必要がありますと考えます。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 今後作業班において、具体的な運用ルール等が検討されることとなります。
8	株式会社インターネットイニシアティブ	携帯電話事業者によるフルローミング方式による事業者間ローミングの可及的早期の実現に賛同します。これにより、現在、国民の生活に必要な不可欠となっているスマートフォンを、事業者ネットワークにおける障害時にも継続的に利用可能となる可能性が高まり、もって国民の利便が高まることが期待されます。また、MVNOの利用者に対しても、ローミングサービスを同様に提供するとの方針により、MVNOの利用者についても同様に利便性が確保されることが期待されます。 フルMVNOとしての弊社は、本年7月2日に発生したKDDI社の大規模障害の際、eSIMにより、被災された利用者に廉価、かつ速やかに利用開始可能な代替的通信手段を提供いたしました。MVNOが提供するこのような高度な通信サービスによる利用者利便が、事業者間ローミングの実現により過度にその価値を減じ、ひいてはMVNOの存在意義をも損なうことは、決して望ましいことではありません。 MVNOが今後も意欲的に高度かつ利用者利便の高いサービスを開発しつづけていくことができるよう、今後の議論においてはMVNO業界の意見を広く集め、丁寧に議論を進めていくことを要望します。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 フルMVNOの事業者間ローミングの枠組みへの参加に向けた作業班を設置し、フルMVNOからの具体的な提案を確認しつつ、作業班及び本検討会として検討されることとなります。
9	トヨタ自動車株式会社	トヨタ自動車(株)は、テレマティクスサービスを国内向けには400万台規模で展開、エアコン遠隔操作などの便利機能や渋滞情報などの安心・安全サービスを提供しております。 ・特に、交通事故や急病時に車両の位置情報などをサービスセンターへデータ通信で自動通知し、事故車両、オペレータ、緊急機関を電話でつなぐことで、迅速な緊急車両の手配が行える緊急通報機能(サービス名:ヘルプネット)を極めて重要なサービスの一つとして提供しております。また本サービスは、他の自動車メーカー(ホンダ、日産、マツダ、スバル、三菱、スズキ)も提供しています。 ・「自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時的に他の事業者のネットワークを利用する「事業者間ローミング」等により、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが課題」とあります。この考えに我々も賛同するとともに、我々が提供するテレマティクスサービスにおいても、通信の継続的な利用は非常に重要であると捉えています。 緊急通報機能を例にとると、運転手、および乗客の怪我を伴う深刻な自動車事故が発生した際、通信障害等により通信ができない事態に対して一般の通話やデータ通信、緊急通報機関からの呼び出しが可能なフルローミングが提供されれば、サービスセンターへの自動通知により、迅速な緊急車両の手配を継続できるようになります。 ・このような状況に鑑み、フルローミングの実現に向けた検討に、テレマティクスサービスも対象としていただくことを要望いたします。テレマティクスサービスも携帯電話サービスを利用したサービスの一つであるので、「自動車メーカー等が提供しているテレマティクスサービスで用いられるデバイスも、検討の対象範囲である」と、報告書に明記されることを希望いたします。 ・携帯電話とは異なるデバイスとなり、フルローミングの適用には端末側への実装要件が出てくることも考えられますので、今後の詳細検討の対象としてしっかり議論されることを期待いたします。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 ご意見を踏まえ、「1-3 ローミングサービスにおける通信の範囲」の第4パラグラフに、「その際、金融・自動車・交通・物流・農業・警備等のIoTサービスやテレマティクスサービス等では携帯電話のネットワークが利用されていることから、ローミングによってこれらのサービスが継続的に維持されるように取り組むこととする。」と追記します。 有

10	個人	<p>慎重なのは解りますが、最初から完璧なシステム運用は出来ません。そのため緊急通報のみをローミングで認めること。そのために各社提供する+メッセージを利用し位置情報と文字による情報伝送を行うこと。元々+メッセージは、技術仕様上はビデオ通話も音声通話もWi-Fiなどの通信があれば出来るものの通信事業者が使えなくしているためその機能制限解放を行うことが先決です。+メッセージを活用し緊急通報に必要な最小限度の帯域確保を行い一通り技術仕様を満たした改修を行う、機能制限を撤廃すればこのような互いに平行線の解り合えないことを行わなくて済みます。</p> <p>最初からスタート地点、論じ合うところまで食い違い話が進んでいます。そのほか関連する700メガヘルツ帯の議論も進んでいます。この周波数帯と組み合わせれば緊急通報含む緊急性の高い通信確保専用線のようにも扱えます。なぜ緊急通報含む緊急性の高い周波数帯まで考慮せず、バラバラに議論するのか。全体的に話が拗れ、おかしくなっているため適時修正を入れ上手取り纏まることを願います。</p>	緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式については、今後の継続課題となっています。	無
1-3 ローミングサービスにおける通信の範囲				
11	楽天モバイル株式会社	<p>事業者間ローミングによる被災事業者のトラフィックの収容は救済事業者の設備容量を逼迫する可能性があることから、障害の状況に応じ、こうした逼迫が発生しない範囲でこれを運用することとする本報告書の方針に賛同いたします。</p> <p>なお、①作業班において検討される運用ルールは非常時においても運用可能なものとする必要、②その検討にあたっては、事業者間ローミングの実現に係るコストや期間を踏まえ、実現可能な通信の範囲について整理する必要、があると考えます。</p>	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。今後作業班において、具体的な運用ルールが検討されることとなります。	無
12	セコム株式会社	<p>機械警備サービスの通信手段として、移動体通信網を利用するケースが大半を占めるのが現状です。非常・火災等のセキュリティ通信の他に高齢者の見守り監視や、非常時の位置情報通知などの人命に関わる信号を送出する場合があります。警備事業者は機械警備サービスの利用者に代わって緊急通報機関への通報を実施していることから、重要度の高い通信と考えます。そのため、事業者間ローミング等の検討対象として頂きたいです。</p> <p>また、有事の際に現地に駆けつける警備員は、緊急事態が発生した場合の通報用として、簡易な操作で警備会社の管制に通報可能な端末を装備しております。この通信に関しても、重要通信に準ずる、またはそれに次いで取り扱う通信として位置づけて頂くことを希望します。</p>	ご意見を踏まえ、「1-3 ローミングサービスにおける通信の範囲」の第4パラグラフに、「その際、金融・自動車・交通・物流・農業・警備等のIoTサービスやテレマティクスサービス等では携帯電話のネットワークが利用されていることから、ローミングによってこれらのサービスが継続的に維持されるように取り組むこととする。」と追記します。	有
2. 運用ルール等の在り方				
13	セコム株式会社	運用について、携帯電話事業者間への記載はありますが、対利用者に対しても、混乱を招かないような透明性が高くわかりやすい運用の開示が必要と考えます。	利用者に対する周知については、今後作業班において、利用者に対する丁寧な周知広報の具体的方策が検討されることとなります。ご意見は作業班における参考とさせていただきます。	無
2-1 運用ルール等の検討体制				
14	セコム株式会社	救済事業者へのトラフィック集中に備える設備投資を、ユーザーの利用料金に転嫁させないような取り決めが必要と考えます。	「2-5 救済事業者における設備容量逼迫への対処」において、「救済事業者は 既存の設備容量 を前提として事業者間ローミングに取り組む」ことの方針が明記されています。	無
2-5 救済事業者における設備容量逼迫への対処				
15	セコム株式会社	救済事業者へのトラフィック集中に備える設備投資を、ユーザーの利用料金に転嫁させないような取り決めが必要と考えます。	「2-5 救済事業者における設備容量逼迫への対処」において、「救済事業者は 既存の設備容量 を前提として事業者間ローミングに取り組む」ことの方針が明記されています。	無
3-2 ローミング時の携帯端末の動作確認				
16	KDDI株式会社	ローミングの対象とする端末の動作保証などは、作業班で具体化するとともに、その結果の周知方法を作業班で検討することが必要であると考えます。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。今後作業班において、携帯端末の動作確認の具体的な試験方法、実施体制、試験結果の周知広報等の在り方に関する具体的方策が検討されることとなります。	無
3-3 利用者に対する丁寧な周知広報				
17	セコム株式会社	障害発生状況(規模)に応じたローミング対象の通信の明確な周知が必要と考えます。ローミングされる優先度について、利用者に漏れや混乱なく伝える必要があると考えます。	利用者に対する周知については、今後作業班において、利用者に対する丁寧な周知広報の具体的方策が検討されることとなります。ご意見は作業班における参考とさせていただきます。	無

4-1 緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式				
18	KDDI株式会社	フルローミングは、認証設備含むコアネットワークで障害が発生した場合、利用出来ないケースが生じるため、緊急通報の発信だけを可能とする本方式の検討を進めることについて賛同いたします。 しかしながら、日本は緊急機関からの呼び返しを前提とした仕様となっており、本方式はその前提に準拠しないことから、フルローミング方式の実現に必要な機能とは異なる形でネットワークに開発が必要となる可能性があります。そのため、開発期間や開発コストも考慮し、本方式の検討を進めることが重要であると考えます。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、フルローミング方式はコアネットワークの障害時に対応できないことから、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の導入は重要な検討課題であり、引き続き検討会において議論を進め、早期に結論を得る予定です。	無
19	個人	まずは「SIMカードなし」でも緊急通報を利用できるようにし、そのあと順次、複雑だが理想的なシステムを目指して調整を進めれば良いと思います。 現状、最初から時間とコストが必要な、八方美人で複雑なシステムを構築しようとしており、そんなことしている間に非常事態が発生してしまい、人命が失われかねない状態であることを懸念しています。 「SIMカードなし」の緊急通報には、世界標準となるシステムが存在するのですから、それに則って迅速に導入を進め、関連部署もシステムに合わせる形で運用を改めるべきだと思います。	フルローミング方式はコアネットワークの障害時に対応できないことから、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の導入は重要な検討課題であり、引き続き検討会において議論を進め、早期に結論を得る予定です。	無
4-2 事業者間ローミング以外の通信手段の推進				
20	東日本電信電話株式会社	当社としては、非常時における事業者間ローミング以外の通信手段として、街頭の公衆電話に加え、災害時における通信手段を確保するために当社が自治体と連携して設置を進めている「災害時用公衆電話」を、通信障害時に活用いただくことも検討しており、具体的な方法について、関係事業者等との間で協議を進めていく考えです。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
21	西日本電信電話株式会社	当社としては、非常時における事業者間ローミング以外の通信手段として、街頭の公衆電話に加え、災害時における通信手段を確保するために当社が自治体と連携して設置を進めている「災害時用公衆電話」を、通信障害時に活用いただくことも検討しており、具体的な方法について、関係事業者等との間で協議を進めていく考えです。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
22	KDDI株式会社	事業者間ローミングは、電気通信設備の障害箇所によっては利用できない場合があります。そのため、事業者間ローミング以外の通信手段の確保も重要であることから、複数SIMを活用したサービス提供等についても早期に実現できるよう検討を進めます。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
23	ソフトバンク株式会社	障害が発生した電気通信設備の部位によっては、事業者間ローミングは実施困難です。複数SIMを利用する携帯電話サービスについては、被災事業者の障害内容に依存性が低く、非常時においても通信サービスを利用できる手段として有用です。また、提供可能となるまでのリードタイムも短いことから、早期実現を目指し、検討を進めて参ります。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
24	楽天モバイル株式会社	弊社においても、複数SIMを利用する携帯電話サービスのサービスメニューについて、引き続き検討を進めてまいります。	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
25	個人	事業者間ローミング以外の通信手段の推進として、一般消費者向けに販売される通信端末について、新たにDualSIMかつ他社バンドに対応したメーカーの製品のみ割引を認めるのも一つの手ではないか。 転売対策として、対象者を新品で購入したSingleSIM端末利用者(端末のみの購入品であれば購入証明書保有者)のみとし、IMEIを控えるといったことも考慮すべき。	複数SIMを利用する携帯電話サービスについては、今後、民間において多種多様なサービスメニューが実現されることが期待され、その旨が報告書に明記されています。	無
26	個人	該当する記載 図6 事業者間ローミング以外の非常時の通信手段のラインナップ 「1. 利用者が非常時に代替的に使用できる通信手段」について、携帯電話等の貸し出しを含めてもよいのではないかと？	事業者間ローミング以外の通信手段については、関係企業や関連団体等において普及に向けた取り組みが推進されるべきであり、本検討会としてそれらの取り組み状況をフォローアップすることが報告書に明記されています。	無

4-3 事業者間ローミングへのフル MVNO の参加				
27	株式会社インターネットイニシアティブ	<p>フルMVNOは、MNOの運用するHSS(加入者データベース)とは独立したHSSを自ら運用し、このHSSを活用することで、MNOの無線ネットワークやコアネットワークを活用しつつも、独自性の高い通信サービスを実現するMVNOを指します。弊社は2018年3月より、日本初のフルMVNOとして事業を展開、現在、個人のお客様のみならず法人・IoT向けにもフルMVNO基盤を活用した独自のSIMカードによる通信サービスの提供を拡大しています。</p> <p>※参考：フルMVNO基盤を用いたものを含む、法人・IoT向けに提供している回線数は149.4万回線(2022年9月末時点、+28.6万回線YoY)</p> <p>このようなフルMVNOは、他のライトMVNOとは異なり、事業者間における国際・国内ローミングでは、ホストMNOのアレンジメントに依らず主体的にローミング協定を締結する独自性を有しています。今般、本報告書案において、フルMVNOの持つこの独自性に鑑み、今後の継続課題の一つとしてフルMVNOの事業者間ローミングへの参加を取り上げていただいたことに賛同すると同時に、フルMVNOとして感謝申し上げます。今後も、弊社は事業者間ローミングの実現に向けた関係事業者間の議論・協議に主体的に参加し、MNOがフルローミングによる事業者間ローミングを導入する時期に遅れることなく、安心して利用者がお使いいただける通信サービスを、弊社のフルMVNO基盤において実現、提供していく所存です。</p>	報告書案に対する賛同の御意見として承ります。	無
28	日本通信株式会社	<p>本検討会の第4回会合の配布資料である「検討会におけるこれまでの議論(資料4-8)」にまとめていただいているとおり、本検討会では、1)携帯電話サービスの利用者の通信を非常時においても確保することを目的に、2)一般呼やデータ通信を含めた幅広い議論をしていくものと理解しています。</p> <p>1)について、携帯電話サービスの利用者には、MNOの契約者以外にMVNOの契約者が存在します。また、2)について、現在、HSSは有さないものの、自らPGWや認証装置等のコアネットワーク設備を保有し、MNOとL2接続をして利用者にデータ通信サービス提供するMVNO事業者が存在しており、将来、HSSやIMS(IP Multimedia Subsystem)関連設備等を有し、自ら電気通信番号計画に基づく音声伝送携帯電話番号の割当てを受け、MNOと音声相互接続をして利用者に音声通話サービスを提供するMVNO事業者が登場することも想定されます。</p> <p>そのため、本検討会の目的に沿って議論を進めていく観点からは、事業者間ローミングの枠組みには、上記に該当する現在および将来のMVNO事業者も参加する必要があるものと考えます。</p> <p>この点、「4-3 事業者間ローミングへのフルMVNO※の参加」という項目がありますが、あえて「フルMVNO」と表現するのであれば、上記に該当する音声相互接続を実現するMVNO事業者の登場が想定されることを踏まえて、事業者間ローミングの枠組みに参加するMVNOの定義について、改めて検討していただくことを希望いたします。</p>	<p>報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>フルMVNOの事業者間ローミングの枠組みへの参加に向けた作業班を設置し、フルMNOからの具体的な提案を確認しつつ、作業班及び本検討会として検討されることとなります。</p>	無

注：その他、第1次報告書(案)に対する意見ではないものが1件ありました。